


協働のまちづくり推進行動計画

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の目的

この計画は、様々な地域課題を解決し、市民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らすことができる安全・安心の地域社会の実現を目指し、あらゆる主体相互が連携する仕組みと活動の促進を図るための施策を定めることを目的とします。

この策定に当たっては、次の趣旨を根幹とします。



市民が主体のまちづくりです。	市民が主体のまちづくりを進めるための計画です。そのためには、市民が参画して策定します。
計画が目的でなく、計画がスタートです。	計画策定のプロセスを大切に、計画を基盤に協働推進を図ります。
あらゆる主体の役割を明確にします。	協働推進を図るため、あらゆる協働推進の主体（市民、区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関、市）の役割を明確化します。
新しい公共の実現を推進します。	市民の課題解決のスキルアップを図るとともに、すべての主体が「協働」を理解し、「お互い様」や「支え合い」の意識を高め、あらゆる主体相互が連携する「新しい公共」の実現を推進します。
協働の実効性を高めます。	市民の主体性を尊重し、持続可能な協働推進を図るため、その実効性を高めます。そのため、協働推進システムの構築を図るとともに、進捗管理、事業評価の公開に努めます。

2 計画策定の背景

安曇野市では、協働のまちづくりを推進するため、平成20年度に「市民と行政の協働指針」を策定しました。策定後、指針に基づく協働推進を図ってきましたが、少子高齢化の進行など社会情勢もさらに変化してきている中で、地域課題が一層多様化、グローバル化してきました。また、本庁舎建設が進められており、完成後においても、公民館とまちづくり部門の連携による、生涯学習を基盤とした、市民に身近な公共サービスの提供や市民が主体のまちづくりが進められることが大切となります。このことから、改めて協働推進のための計画を策定します。

3 行動計画の期間

協働のまちづくり推進行動計画は、平成30年度を目標年度とし、平成26年度から平成30年度までの5年を推進期間とします。

第2章 推進施策の展開

基本方針に基づく具体的施策

1 基本方針(1) あらゆる主体の情報共有

あらゆる主体の情報の共有化が重要であり、そのため区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関及び市の情報の収集、一元化、提供のシステムを構築します。

施策1. 情報収集システムの構築

(1) あらゆる主体からの情報

市民記者（仮称）を設置し、取材活動により情報を収集します。

行動要領

- ① 市民記者は、市民活動センターの運営管理者が務めます。
- ② 市民記者は、新聞などメディア情報に掲出される、市内で公益事業を行う団体を取材し、様々な情報を入手します。また、市民記者は、その団体に対し、市民活動団体登録を促します。

様々な主体が開催する各種会合の機会や目的別に、アンケート調査を実施し、市民ニーズを収集します。

行動要領

- ① 市民活動センターなどで実施する市民活動団体向けの交流会や講座において、アンケートを実施し、各団体の抱える課題や協働事業の意向などの把握に努めます。
- ② 市民ニーズに合った情報収集・提供システムを構築し、情報の共有化を図るため、比較的情報を得にくい市民を対象に、欲しい情報や得やすい情報手段などを把握するためアンケートを実施します。
- ③ 市政や制度などの情報を提供する「協働のまちづくり出前講座」（以下、「出前講座」という。）は、より市民ニーズに合ったメニューや内容とするため、随時、実績やアンケートなどから検証を行い、見直しを行います。
- ④ 区など自治会のあり方の基礎とするとともに、区民一人ひとりの関心を高めるために実施する、地域課題など区民へのアンケートについて支援します。

(2) 区など自治会からの情報

各区など自治会の情報は、市区長会と連携し、協働に関する特色ある情報を収集します。

行動要領

- ① 提出様式と収集システムを定め、市区長会と連携し、区など自治会が行う活動や地域課題の解決の事例などの情報を収集します。

(3) 市民活動団体からの情報

市民活動団体の情報は、市民活動センターがホームページ掲載のための団体情報として収集します。

行動要領

- ① 市民活動団体の概要、事業内容、スタッフ募集、イベント情報や参加者募集などを市民活動センターの職員が、定めた様式に基づき、収集し、取りまとめます。
- ② 市民活動センターにおいて、社会福祉協議会が持つ、ボランティア団体の情報を収集します。

(4) 企業からの情報

企業の情報を、市商工会などを通じ、各企業との連携により収集します。

行動要領

- ① 市商工会との定期的な連絡調整を図り、市の情報の提供とともに、企業における公益活動の情報収集に努めます。

(5) 教育機関からの情報

市民活動センターにおいて、教育機関の情報を、小・中学校、高校及び大学から収集します。

行動要領

- ① 周辺の大学の情報を収集するため、大学のホームページと市民活動センターのホームページをリンクします。
- ② 市教育委員会との定期的な連絡調整を図り、市内の小・中学校及び高校の情報の収集に努めます。

施策 2. あらゆる主体の情報の共有化

(1) 区など自治会の情報共有

区など自治会が開催する協働事業事例報告会や研修会などを通じ、区など自治会の組織相互で情報共有を図ります。

行動要領

- ① 市区長会との共催による、地域を考える研究集会をはじめ、各区の協働事業事例報告会、交流会、研修会や意見交換会など、情報の共有の場を設けます。
- ② 地域区長会の会議は、できる限り各地域の区が抱える課題の解決のための議論の場とします。また、協働のまちづくり推進の先進地の取り組みなど共有できるよう、先進地視察研修、報告会などの場を設けます。

(2) 市民活動団体の情報共有

市民活動センターは、社会福祉協議会のボランティアセンターとの情報の共有を図ります。

行動要領

- ① 社会福祉協議会との定期的な情報交換により、市民活動センター及びボランティアセンターの各種講座等の情報、また市民活動団体の情報を共有します。

(3) 市の情報共有

庁内各部署が作成する実施計画に「協働事業」欄を設け、協働事業の把握及び推進を図ります。

行動要領

- ① 市の施策として、あらゆる主体との協働事業を推進するため、毎年作成する実施計画に「協働事業」欄を設け、協働が可能な事業について、市と協働を担う主体を明記し、庁内各部署の共有化を図ります。ここでは「協働事業」の形態を、共催、事業委託、実行委員会、事業協力及び資材提供とします。
- ② 市は、実施計画上の協働事業を整理し、次年度以降の協働事業について積極的に推進します。このため、協働事業のパートナーの公募など、当該事業実施年度に行います。

協働推進を担当する部署は、庁内他部署との連携を図ります。また、県や他市町村及びその他行政機関との連携を図り、協働のまちづくり推進に関する情報の共有に努めます。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、市が設置する「協働のまちづくり推進庁内プロジェクト」により、教育委員会生涯学習関係部署をはじめ、庁内他部署との定期的な連絡調整を行い、地域課題の把握など、情報の共有に努めます。

- ② その他行政機関や各自治体の市民活動センターと連携し、今後協働のまちづくりを推進する上で参考となる優良事例や取り組みなどの情報の共有に努めます。
- ③ 市と区長との情報共有システムとして、将来的に IT の活用に向けた検討を行います。

施策 3. 情報提供システムの構築

(1) あらゆる主体の情報発信

あらゆる主体の情報は、市のホームページ、広報紙、また市民活動センターのホームページ、広報紙、センター内掲示板等により発信します。

行動要領

- ① 市の広報紙等、「協働のまちづくり推進」の特集や、別冊版の発行を検討します。
- ② 市民活動センターにおける情報の発信については、当然、公益活動としての情報であることが必要であり、市はそのために明確な情報掲載基準を設け、公平公正な情報発信に努めます。
- ③ 高齢者などへの情報提供においては、情報格差を避けるため、広報紙への情報掲載のほか、回覧板などの活用も検討します。
- ④ 外国人に正確な情報を提供するため、外国語での情報紙の発行も検討します。

あらゆる主体の情報の発信について、地元メディアの活用に努めます。

行動要領

- ① 全市的に行う協働事業などは、市民活動センターを通じて、メディアへプレスリリースを行います。このように、タイムリーな情報発信として、メディアへ協働事業の周知や実施状況などの掲載を依頼します。

(2) 区など自治会の情報発信

区など自治会の情報は、市の広報紙や「市区長会だより」に掲載し、発信します。

行動要領

- ① 市区長会が収集した区など自治会の活動事例を、「市区長会だより」あるいは市の広報紙に掲載します。
- ② 区など自治会独自の活動を掲載する地域区長会報などの発行や、区民が抱える課題の解決のための取り組みを、各種集会の機会に公表します。

(3) 市民活動団体の情報発信

ボランティア団体を含む市民活動団体の情報は、市民活動センターのホームページ、広報紙、センター内掲示板等により発信します。

行動要領

- ① 多くのボランティア団体の情報を持つ社会福祉協議会との連携により、市民活動センターは、市民活動センターが持つ市民活動団体の情報の一元化を図り、発信します。
- ② 市民活動団体の情報は、「市民活動センターだより」に掲載し、発信します。

(4) 市の情報発信

市職員があらゆる主体の学習の場に直接出向き、市政や制度などの情報を提供する「出前講座」の拡充を図ります。

行動要領

- ① 市民活動センターにおいて、「お試し版」として定期的に2講座ずつ出前講座を開催します。
- ② 県、社会福祉協議会、病院、企業、教育機関などが実施する出前講座との連携を図り、その情報を提供し、市民の学びの場を増やします。
- ③ 将来を担う子どもたちの人財育成を目的とし、「子ども版出張講座」を開設します。

市民の最も身近な窓口である各支所を、市民活動センターとの連携により、情報提供の場とします。

行動要領

- ① 市民活動センターにより一元化した情報を、各支所の窓口に設け、提供します。

2 基本方針（2） あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成

協働のまちづくりを進める上で、広範な協働に対する理解や人財の発掘・育成が必要であり、以下のとおり取り組みます。

施策 1. あらゆる主体相互の理解度の向上

(1) 講座などの開催

あらゆる主体の協働への理解を高める研修会、講演会、講座などを開催します。

行動要領

- ① 市主催の協働のまちづくりに関する講演会、講座及びワークショップなどの開催のほか、あらゆる主体との共催によるイベント、交流会、意見交換会などを開催します。講演会などの講師は、協働を実践している市民も担います。
- ② 次代を担う若年層や学生などを対象とした講演会などを開催します。
- ③ 協働事業を実践している団体との共催により、その団体が講師を務める協働事業実践講座やテーマを設けた協働事業などを展開します。
- ④ 「協働のまちづくり推進」をテーマにしたシンポジウム、フォーラムを開催し、協働事例などの報告などを行います。また、開催にあたり、市民が主体の実行委員会形式の企画チームにより、市民ニーズに近い催しを行います。

(2) 広報の充実

あらゆる主体相互の協働に対する理解を高めるため、市のホームページ、広報紙、また、市民活動センターのホームページ、広報紙（市民活動センターだより等）、センター内掲示板の拡充を図ります。

行動要領

- ① 協働のまちづくり推進に関する情報を、市内の公共施設、あるいは商業施設、病院などへ掲出します。

(3) 協働事業事例集の作成

市民活動センターにおいて、協働事業の集約により、協働事業事例集を作成し、市民活動センター及び支所窓口などに設置します。

行動要領

- ① 社会福祉協議会との連携により、市民活動センターにおいて各種協働事業や公益活動事業を集約し、毎年、協働事業事例集を作成します。
- ② 協働事業事例集は、成人式などで配布し、一人ひとりが協働事業や公益活動に対する理解を高めるよう促進します。
- ③ 協働事業事例集に基づく研修会、または事例報告会を開催します。

- ④ 協働事業事例集を市のホームページ、広報紙、また、市民活動センターのホームページ、広報紙（市民活動センターだより等）、センター内掲示板、並びに支所窓口に掲出します。

施策 2. 人財の育成・養成

市民が主体的なまちづくりを進めるには、その中心となる地域リーダー及び協働コーディネーターの発掘、育成・養成が必要です。また、その人財を、市の「人材バンク」へ登録・活用を図ります。

(1) 地域リーダー育成システムの構築

区など自治会との連携により地域リーダーの人財の発掘に努めます。

行動要領

- ① 様々な特技やノウハウを持つ区民の発掘とその活用の仕組みづくりのため、全市 83 区からモデル区を選定します。モデル区において、アンケートにより区民の生活に不足している事項など把握し、その事項に対して実行できる人財を地域リーダーとして募集・登録するほか、そのコーディネート・システムを構築し、他の区の模範とします。

地域リーダーを育成するため、地域リーダー育成講座を開催します。

行動要領

- ① 市主催あるいは社会福祉協議会との共催による、協働推進のための地域リーダー育成講座を開催します。
- ② 大学や県などが実施する協働推進のためのコーディネーター養成講座への積極的な参加を促すための情報を提供します。

地域リーダー育成講座を修了した市民が、それぞれ地域や団体などで「認定地域リーダー」として活動できる仕組みを構築します。

行動要領

- ① 地域リーダー育成講座を修了した市民の情報を、個人情報保護法を遵守し、市区長会を通じ、各地域の区長へ提供します。そのうえで、区など自治会が、育成講座を修了した認定地域リーダーをそれぞれ区など自治会が抱える課題の解決のために活用するよう促します。
- ② 市民活動団体が、育成講座を修了した認定地域リーダーを有効に活用するよう促します。

(2) 協働コーディネーター養成システムの構築

協働コーディネーターを養成するため、協働コーディネーター養成講座を開催します。また、協働コーディネーター養成講座を修了した市民を「認定協働コーディネーター」とし、地域活動や市の協働事業への関わりを深めます。

行動要領

- ① 市あるいは社会福祉協議会との共催による、協働コーディネーター養成講座を開催します。
- ② 協働コーディネーター認定制度を設け、養成講座を修了し、制度に基づく審査に合格した者を「協働コーディネーター」として認定します。
- ③ 認定した協働コーディネーターが、市が開催する定期的な会議に出席し、市が把握する協働事業へのアドバイス、あらゆる主体の協働事業の推進のためのコーディネートを行う場を創出します。

(3) 「人材バンク」及びネットワークシステム

地域リーダーや協働コーディネーターをはじめ、新たな人財ネットワークシステムを構築します。

行動要領

- ① 地域リーダー育成講座を修了した認定地域リーダーや、認定した協働コーディネーターを、既設の「人材バンク」に登録し、ネットワーク化を図り、あらゆる主体や市民などの要請に基づき、派遣します。
- ② 社会福祉協議会が養成する地域コーディネーターの有効活用を図るため、「人材バンク」に登録し、周知と位置づけを明確にします。

3 基本方針(3) 市民参画の環境づくり

市が市民との協働を推進するためには、市民一人ひとりの市政への関心を高めることが必要であり、以下の施策により機会の創出と市政への反映を目指します。

施策1. 計画策定段階からの市民参画の方法

市民参画の手法には、下表に掲げるいくつもの手法があり、計画・事業の内容などとの最適な組み合わせや意見聴取時期を検討する必要があります。

参画の方法	
任意の参画方式	①パブリックコメント方式 ②アンケート方式 ③ヒアリング方式 ④モニター方式 ⑤意見・作文・アイデア等の募集方式 ⑥シンポジウム・フォーラム方式 ⑦講習会・研究会・勉強会方式 ⑧サロン方式 ⑨ワークショップ方式 ⑩オンブズマン方式 ⑪関係団体との事前の協議
制度等による参画方式	①公聴会・住民説明会 ②審議会・委員会・懇話会 ③条例・要綱 ④住民投票制度 ⑤条例の制定・改廃請求 ⑥請願・陳情 ⑦直接請求 ⑧住民監査請求、住民訴訟 ⑨公文書公開請求

任意の参画方式

① パブリックコメント方式

概要	パブリックコメントは、市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容等必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報、提言等を募集し、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、これらに対する市の考え方を公表する手法である。
効果	市が条例や計画などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
留意点	事前に原案が公表されることで、条例や計画を定めるまでの流れがわかりやすく、見えやすくなる必要がある。

② アンケート方式

概要	アンケート調査は、各種行政計画の策定段階において最もよく用いられる手法である。アンケート調査を行うに当たっては、対象者に対して少なくとも調査の目的、対象、期間、配票・回収方法、問い合わせ先は明確に示しておく必要がある。
効果	調査の際に、アンケート調査の目的(各種行政計画策定の目的等)を周知することなどにより、広報的な機能を持たせることも可能である。
留意点	配票・回収とも郵送で行うアンケート調査では、一般的に他の方法に比べて回収率が低くなる傾向にあることから、回収率を高めるために、調査協力へのお礼も兼ね、提出を促す通知を再度郵送するなど工夫をする必要がある。

③ ヒアリング方式

概要	団体、組織、グループや個人に対する聞き取り調査であり、アンケート調査と並んで各種行政計画の策定過程によく用いられている手法である。
効果	相手に調査の趣旨を説明しやすく、かつ相手の意見について聞き込むことが可能である。また、各種団体、組織、グループや市民と行政との交流を深めるきっかけづくりとして捉えることもできる。
留意点	一度にヒアリングできる時間、内容にも限りがあり、あらかじめヒアリング内容を十分検討しておく必要がある。

④ モニター方式

概要	公募した市民を「市政モニター」や「環境モニター」などという形で登録し、市政等に関する意見を聴取したり会議への出席を求めたりするものである。
効果	行政としては、様々な立場の市民の意見を聴取することができ、行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができる。
留意点	モニターが一部の人に固定してしまうことを避けるため、モニターの選定方法について十分検討する必要がある。(例：無作為抽出などにより広く市民の参画を促す)

⑤ 意見・作文・アイデア等の募集方式

概要	テーマを決めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集するものである。
効果	特に公共施設などの愛称名募集などの方式は、それらが広く市民に親しまれることから、近年こうした方式を採用している。作文の場合は具体的な意見や考えを読みとることができる。
留意点	選考基準を明確にしておく必要がある。また、選考から漏れた作品等をどう取り扱うかについても検討しておく必要がある。

⑥ シンポジウム・フォーラム方式

概要	シンポジウムとは1つのテーマについて何人かのパネリスト（講演者）が意見を述べ議論する形式の討論会のことであり、フォーラムとは公開の討論会や座談会のことである。シンポジウムやフォーラムにおいて、市民をシンポジストやパネリストとして行う方式も増えている。
効果	多くの人々の意見を聞くことができ、かつ議論に参加することができるため、同時に多くの人々の意識を高め、共通認識を有することができる機会と捉えることができる。
留意点	開催日時の設定、討議テーマの設定、パネリストの選定について十分検討する必要がある。

⑦ 講習会・研究会・勉強会方式

概要	限られたテーマについて検討する場合に有効かつ必要な方式である。市民、企業、大学、行政など異なる立場の者が課題を共有し、学習や議論を深めていく方法である。
効果	限られた人数で学習や議論を深め、意見をまとめていくことができ、プロセスを通じて、ネットワークや行政との信頼関係が醸成される。
留意点	目的を明確にし、行政としてフォローをきめ細かく行っていくか、ある程度自主性に任せるかを見極める必要がある。

⑧ サロン方式

概要	あるテーマについて任意の市民が参画し、自由な討論を行う会合を重ね、多種多様な意見を効率的に集約する。
効果	自由討議のため屈託のない議論を展開でき、合意形成まで至れば、出席者間の信頼感が生まれる。
留意点	自由討議のため意見の食い違いや議論が散漫になる可能性もある。

⑨ ワークショップ方式

概要	ワークショップとは、現状把握からはじまり、問題点や課題の整理、分析、計画の方向性の提言、計画案、設計案づくりなどを行うのに適した参画の手法で、それぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄無く使って、平等かつ合理的に意見をまとめられる方法であるとされている。
効果	誰もが参画でき、かつ声の大きい人の意見ばかりが通ることがないため、参画者の満足度が高い。
留意点	開催側には楽しく進行する工夫や、話し合いを仕掛けるテクニックなど、ある程度の力量が求められるため、そのテクニックを習得した人材の確保・育成が必要である。

⑩ オンブズマン方式（行政監視の市民参加）

概要	オンブズマン制度という場合と市民オンブズマンという場合では意味が異なる。オンブズマン制度という場合は、オンブズマンが行政に対する苦情を受け付け、中立的立場にたってその原因を究明し問題を解決していく制度である。市民オンブズマンは、市民の自主的な監視活動を指す（川崎市のように行政上の制度に市民オンブズマンと称している場合もある）。問題の発見を自らが行い、特に支出面における監視に重点をおくという点でオンブズマン制度とは異なるものである。
----	---

⑪ 関係団体との事前の協議

概要	関係団体の意向を聞いたり、市の案を説明し、事前に意見調整するなど、団体との協力関係の維持や、団体への協力を依頼する目的で打ち合せや会合などの形で実施される。
効果	従来から用いられてきた手法で、比較的短時間で団体の意向を把握でき、意見調整ができる。
留意点	公平性から、団体の選定に配慮するとともに、互いに馴れ合いにならないよう、運営に注意する必要がある。

制度等による市民参画の方法

① 公聴会・市民説明会

概要	公聴会という場合には、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見聴取の場を指すことが多い。市民説明会は、行政がある事案について説明するものであり、その結果として意見を聴取したり、議論したりすることは当然あり得るものである。
効果	行政からすれば関係者に一同に集まってもらい、説明ができ、かつ意見を聴取することができる。参加者からすれば、説明を受けるもしくは意見を述べるだけで良いので気軽さを感じ負担にもならない。
留意点	出席者の意見を計画策定に反映させるというより、広く意見を聞くという性格が強く、一般的には議論の場としては弱い。「行政が説明しっぱなし」「市民は聞きっぱなし」と批判されることをできるかぎり避けるよう配慮する必要がある。

② 審議会・委員会・懇話会

概要	審議会・委員会は複数の委員で構成される合議制の機関である。法律、条例、要綱を根拠とするもののほか、それらに根拠を置かず任意で設置されるものもある。審議会や諮問委員会の場合は、会議自体の決定権限は有しておらず、あくまでも提起事案について意見を述べるものである。
効果	審議会・諮問委員会では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができる。
留意点	審議会・諮問委員会の委員が固定化するようなことがあると、活発な議論を望むことは難しくなるため、委員の選考については十分に検討する必要がある。

③ 条例・要綱

概要	市民参画のまちづくりを制度的に担保するものである。市民参画の手続き等を明文化することによって、参画手法の広い認知や問題意識等の共有につながるとともに、実際の活動の継続的な保証が可能となる。
効果	市民参画の仕組みがあることにより、市民活動の立ちあがり等が比較的容易になり、また市民主体のまちづくりが条例等に位置づけられることによって、社会的な認知度も高まり、市民の意識の啓発にもつながる。
留意点	条例の持つ精神をより実践的に生かしていくことが重要である。手法については、単一的な手法よりも、計画の目的や内容等に応じて選択できるよう、柔軟に運用できる条例等を制定することが重要である。

④ 住民投票制度

概要	日本国憲法第95条における特別法に委ねられている住民投票は、強制力のない住民の意思表示手段であり、特定の事案に対する住民の意思表示手段として実施され話題を呼んでいる。最近では、合併に関して、条例による住民投票を行う場合が多い。この場合は、公職選挙法の適用を受けないので、未成年者の一部、永住外国人に投票権を与えるなどしている。また、恒常的に重大問題については住民投票を行える条例を制定する自治体が増えている。
効果	市民が投票に関する事項について関心を寄せることができる。
留意点	実際に住民投票結果に強制力を伴うものではないので、投票結果と異なる政策決定がなされることもある。

⑤ 条例の制定・改廃請求

概要	地方自治法第12条及び第13条では住民の直接請求権を定め、同法第74条から第88条において直接請求制度が定められている。その中で、計画策定に関わるのは第74条の条例の制定・改廃請求制度である。
----	--

⑥ 請願・陳情

概要	請願権は、日本国憲法第16条で認められており、これを受けて官公庁に対する請願手続きが請願法に定められている。また、地方自治法第124条及び第125条では、地方議会への請願の手続き及び処理について定められている。後者については、地方議会に提出する請願においては議員の紹介が必要であり、地方議会は不備がない限り請願を受理しなければならない。請願は、議会において審査を受け、採択した請願で当該地方公共団体の長等において措置することが適当と認めるものは、これを送付し、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。
----	---

⑦ 直接請求

概 要	地方自治法では、行政の住民による直接のコントロールとして、条例の制定・改廃請求権及び事務の監査請求権(第12条)、議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権(第13条)を住民に認めている。このうち、条例の制定・改廃請求以外は行政に対する住民の監視という面が強く、解職・解散請求は住民の意思に長や議会が反すると住民が判断した場合や非行行為に対して職にふさわしくないと判断した場合に起こされることが多い。また、事務の監査請求は、行政運営が適正に行われることを担保する手段として、直接住民が監視する制度を設けることにより、行政運営の適正化・合理化を図ろうとするものである。
-----	---

⑧ 住民監査請求、住民訴訟

概 要	地方自治法第242条では、住民は地方公共団体の執行機関や職員について、違法もしくは不当な財務上の行為等があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、当該行為を防止もしくは是正し、損害を補填するために必要な措置を講じるよう請求できるとしている。住民監査請求が事務監査請求と異なる点は、住民1人で請求することができ、具体的な事案を対象とすることである。また、その目的も事務監査請求と異なり、違法又は不当な行為により住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する観点から行われる。この住民監査請求によって目的を達成できない場合には、同法第242条の2で住民が裁判所に訴え(住民訴訟)を起こすことができるとしている。
-----	---

⑨ 公文書公開請求

概 要	安曇野市情報公開条例は、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参画を促進することを目的として定められている(第1条)。第5条において、何人も、実施機関に対し、管理する公文書の公開を請求できるとしている。また、第7条において、実施機関は公開の義務があるとし、原則公開を定め、特例として「非公開情報」を掲げている。
-----	--

施策2. 市民参画を導入すべき事務事業

計画策定段階から市民の参画を得て進めるべき事務事業としては、下表のものが考えられます。

参加の方法	内 容 等
ア 中・長期的計画の策定	基本構想・基本計画等、市政の基幹となる重要な計画
イ 主要な計画の策定・改定	福祉、環境、都市計画などの計画の策定・改定
ウ 重要な政策決定	特に重要な政策
エ 重要な条例の制定・改廃	<ul style="list-style-type: none"> ・各施策の基本理念等を定める条例 ・市民に対する権利義務が生ずる条例 ・その他市民生活における重要な条例の制定・改廃
オ 公共施設の構想・設計	どの場所にどのような機能を持った施設を配置すべきかなどの構想、基本の設計

施策3. 公募委員・会議公開の取り組み

市民が行政運営に参画する手法の一つとして、附属機関（審議会・委員会など）の委員として参画する方法があります。市では、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を制定しています。この指針は、公募による委員の選任により、新しい考え方、斬新なアイデアを事務事業に反映することを期待するとともに、運営の硬直化を防ぐため、委員の在任期間、兼職の制限、女性委員の参画を促すための目標値を示しています。

また、会議の透明性・公平性を確保するため、会議の公開、会議概要の公表に関しても規定しています。

4 基本方針（4） 主体的な市民活動の促進

協働のまちづくりの推進を目指し、あらゆる主体がそれぞれ主体的に役割を果たせるよう、次のとおり促進します。

施策 1. 主体的な市民活動の促進

(1) 市民

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを意識し、様々な課題解決の場に参画できるよう区など自治会に加入し、また地域活動やボランティア活動などを通じて、地域づくりに積極的に参画するよう促します。

行動要領

- ① 市政への関心を高めるため、市のホームページや広報紙などにより、情報を提供します。また、地域づくりや課題解決への主体的な参画を促すための情報の提供に努めます。
- ② 市民の学びの場から地域課題の解決の場となる公民館事業や各種講座、出前講座など学習機会を創出するよう促します。
- ③ 区など自治会への加入を促進するため、転入時に区など自治会の意義や加入することの必要性を掲載した案内を配布します。
- ④ 社会福祉協議会との連携により、市民一人ひとりのボランティア活動への積極的な参画を促すため、活動団体や活動内容などを紹介します。

(2) 区など自治会

市は、市区長会との連携により、市区長会が目指す、次に掲げる市区長会または区など自治会の活動を支援します。

1 地域基礎コミュニティの再構築

少子高齢化や核家族化など社会情勢の変化とともに、隣同士の関係が希薄になってきています。区など自治会は、隣組など区内の基礎コミュニティ単位をはじめとし、地域課題解決の場としての地域交流会の開催など、顔の見える関係づくりの再構築を目指します。

行動要領

- ① 隣組などの単位による、レクリエーション大会や親睦会などを通じた世代間交流を図ります。
- ② 隣組などの単位による、地域課題の抽出や課題に対する解決策を探るワークショップなどを開催します。
- ③ 隣組などの単位による、防災訓練の実施または災害時の避難経路や支え合いマップなどの確認など、災害対策などを通じて日頃からの近所づきあいを強化します。

2 区など自治会の事業及び組織の見直し

市民のライフスタイルの多様化等により、区など自治会の事業への参加者が少なく、地域の伝統的行事が失われつつあり、区など自治会の事業自体がマンネリ化の傾向も見られます。同時に、市と区の縦割りの関係とともに、区など自治会の組織も縦割りであることが円滑な事業推進を妨げているケースも見受けられることから、区など自治会は、旧来の事業と組織について見直し、新たに多くの区民が参加できる仕組みへの転換を検討します。

行動要領

- ① 地域の伝統行事の継承のため、世代間交流が図れる事業を展開します。
- ② アンケートを通じて、区など自治会が抱える事業や組織の課題などを共有し、見直しの参考とします。
- ③ 具体的な事業計画策定に、世代を超えた多くの区民が参画できる機会を創出します。
- ④ 区長をはじめ、区など自治会に関わる組織の役員の最適な任期を検討するなど、区など自治会の規約の見直しも行います。

3 役割分担と自治意識

区など自治会は、地域課題の解決において、役員だけが携わるのではなく、年代・性別を超え、多くの区民が参画し、議論の場を通じて、お互いに役割を分担するとともに、構成する区民一人ひとりの自主性、自発性を求め、自治意識を促す啓発事業を検討します。

行動要領

- ① 地域課題に対して、多くの区民がその要因や背景などを学習し、解決方法に対する合意形成を図るため、従来の会議体形式からワークショップや意見交換会など、参画しやすい形式の導入を検討します。
- ② 防災に関する事業として、地域コミュニティが重要であるため、隣同士の支え合いの大切さなど、区など自治会の広報紙などで啓発します。
- ③ 社会福祉に関する事業として、地域の絆と区民相互の助け合いを進めるため、安曇野市社会福祉協議会福祉員制度の普及・啓発に努めます。
- ④ 生活環境に関する事業として、景観保全、防犯対策、移住・定住促進などを目的とする「空家調査」を市との協働事業として検討します。
- ⑤ 区民の自治意識を促す啓発事業を通じて、区民の役割を分担し、地域の課題の解決に努めます。

4 地域の課題を地域で解決する

区など自治会は、区など自治会が主催する生涯学習を基盤とし、多くの区民の参画により、「学び」から「地域課題を地域で解決する」仕組みを構築します。

行動要領

- ① 地区公民館を拠点とした地域課題に対する学習の場を創出するとともに、多くの区民が学び、議論し、合意形成を図る仕組みを構築します。
- ② 地区公民館や地区社協などを中心とした、区民のだれもが集え、話し合いや交流ができるサロンの設置を推進します。

5 コミュニティ・ビジネス^{※7}の創出

区など自治会は、地域課題の解決や地域づくりによる地域の生活や福祉の向上を目指すため、利益のみを目的としない、コミュニティ・ビジネスの取り組みについて検討します。

行動要領

- ① 地域課題を共有し、その解決に向けて、持続性・継続性の観点から、コミュニティ・ビジネスの導入など検討します。
- ② コミュニティ・ビジネスを理解するため、市区長会により他の自治体などの事例を広報します。

6 位置づけの明確化

市区長会は、区など自治会の意義や役割など、「区のあり方」を研究し、「安曇野市区の協働推進マニュアル（仮称）」（以下、「区協働マニュアル」という。）を作成し、市民に広く周知します。

行動要領

- ① 「区協働マニュアル」を市民に配布し、区など自治会に対する理解を高めます。
- ② 「区協働マニュアル」を市のホームページ及び広報紙へ掲出し、また市民活動センターに設置します。
- ③ 「区協働マニュアル」を、市の戸籍窓口置き、区など自治会の概要を転入者に配布し、区など自治会への加入を促します。

7 あらゆる主体との連携

区など自治会は、様々な地域課題を解決するため、区など自治会内外で関連する組織またはあらゆる主体との連携を構築します。

行動要領

- ① 地域課題を解決するため、区など自治会内外で関連する様々な組織（区や自治会、地区公民館、地区社協、子ども会育成会、自主防災組織、老人クラブ、民生児童委員、健康づくり推進員など）との横断的連携の仕組みを構築します。
- ② 日頃から地域内外のNPOやボランティア団体などの市民活動団体の把握に努め、事業を企画する段階から、関連する市民活動団体等に呼びかけ、それぞれが抱える課題（高齢化、子育て、空家、防災、都市環境など）に応じて、関連する組織の連携を目指します。
- ③ 市区長会及び地域区長会において、地域の課題解決を図るため横断的組織を進めている区など自治会の事例を周知し、各区など自治会で定例的なワークショップなど開催し、発表します。

(3) 市民活動団体

あらゆる主体との連携に努めるとともに、特に継続性、持続性の観点から、区など自治会との連携を図り、より地域に根ざした活動が推進できる仕組みづくりを支援します。

行動要領

- ① 区など自治会との協働事業を希望する場合、区など自治会の情報を提供し、連携が必要な区など自治会の選定やその推進について支援します。
- ② 区など自治会との協働事業を実施するうえで、区民ニーズに合った、また、メリットが生まれるよう、事業の企画の段階から連携を図れるよう支援します。

(4) 企業

1 公益活動への参画

企業も地域の一員として、あらゆる主体との連携により、積極的な公益活動への参画を促すとともに、構成員一人ひとりの協働意識を高めるための企業内の研修や講座の実施を働きかけます。

行動要領

- ① 必要に応じて、企業による近隣の区など自治会との日常的な公益活動との連携について支援します。
- ② 企業が実施する、協働事業のパートナーの選定や事業推進の支援を行います。
- ③ 企業が実施する、構成員の公益活動への積極的な参画を促すための企業内研修などに協力します。

2 企業の特性を活かす

企業が持つあらゆる技術やノウハウなど、社会貢献活動に活かします。

行動要領

- ① 企業が持つ高度な技術や専門性などのノウハウを、必要に応じて、あらゆる主体との連携により、公益活動に活かせるよう協力します。

(5) 教育機関

児童、生徒、学生の教育視点から、小・中学校、高校、大学など教育機関が区など自治会、市民活動団体、企業、または市との連携により、協働事業や公益活動の場に参画できるよう支援します。

行動要領

- ① 教育機関があらゆる主体と協働事業を進める上で、児童、生徒、あるいは学生を単なる「お手伝い」という感覚でなく、将来を担う子供たちや学生を育てることを目的とし、お互いにメリットをもたらすよう促します。
- ② 小・中学校があらゆる主体と協働事業を進める上で、学校の学習に影響がなく、かつ、教師の負担にならないよう市教育委員会との連携を十分図ります。
- ③ 高校及び大学があらゆる主体と協働事業を進める上で、生徒や学生の主体性を十分尊重し、その成果が形として残るよう促します。

第3章 協働のまちづくり推進システム

1 推進体制

施策1. 推進体制の確立

(1) 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会（以下、「協働委員会」という。）

協働委員会は、「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び安曇野市協働のまちづくり推進行動計画」（以下、「基本方針及び行動計画」という。）を策定し、その計画に基づき協働推進を図るとともに、その進捗管理と事業評価を行います。

(2) 区担当職員制度

職員一人ひとりが協働コーディネーターとしての自覚と責任を持ち、各区など自治会が行う事業等への積極的な参画を促します。また、協働に対する職員の意識やコーディネート能力の向上のため、当該制度の意義と役割を明確にします。

(3) 自治基本条例（仮称）

市民一人ひとりが、いきいきと心豊かに暮らせる協働のまちづくりを実現するため、基本方針及び行動計画に基づく協働の推進を図るとともに、市民が主役のまちづくりを目指し、自治基本条例（仮称）の制定に向けた検討を行います。

行動要領

- ① 自治基本条例（仮称）制定に向けた研究会を設置し、条例の意義、推進方法やそのスケジュール、条例に掲げる事項について審議します。
- ② 自治基本条例（仮称）の制定にあたり、市民の意見を十分に反映させるため、地域懇談会やワークショップなど市民参画の場を設けます。
- ③ 自治基本条例（仮称）制定にあたり、市議会との連携を図ります。

(4) 地域課題の解決への職員参画

地域の課題を地域で解決するため、また地域で解決できない課題の解決のため、課題に関係する部署、並びに協働推進を担当する本庁及び支所の職員が、必要に応じて区など自治会の会議などに参画します。

行動要領

- ① 地域が抱える課題の解決のため、協働推進を担当する本庁及び支所の職員は、必要に応じて区など自治会が実施する会議などに参画し、その課題解決に向けた調整を行います。また、区など自治会で解決できない課題に対して、市の関係する部署の職員を参画させるほか、専門性の高い市民活動団体、教育機関、企業などの参画を促します。

(5) 職員の実践研修

職員の協働に対する理解と協働による施策の展開を図るため、職員協働推進のマニュアルを策定します。そのマニュアルに基づき、協働事業をより効果的に推進するため、意識改革や人材育成を目的とした研修会やワークショップの開催、協働実践事業への参画を促進します。

行動要領

- ① 市職員の協働のまちづくり推進に対する理解を高めるため、職員協働推進のマニュアルを策定するとともに、協働のまちづくり推進実践研修あるいはワークショップを実施します。
- ② 実践を通じて協働のまちづくりを理解するため、市と他の主体とが具体的に協働事業へ参画できるシステムを構築します。

(6) 庁内部署の横断的連携及びあらゆる主体などとの連携システム

庁内部署の横断的連携を図るとともに、あらゆる主体及びその他の行政機関との連携システムを構築します。

行動要領

- ① 「協働のまちづくり推進庁内プロジェクト」は、あらゆる地域課題に応じ、常に関連する部局相互の連絡調整など情報を共有し、連携します。
- ② 庁内各部署は、区など自治会、市民活動団体、企業及び教育機関などとの連携を図ります。
- ③ 協働のまちづくり推進を図る上で、県あるいは他市町村などその他行政機関との連絡会議等を通じた連携を強化します。

施策2. コーディネート・システムの確立

(1) 市民活動センター

協働推進の拠点として、市民活動センターの位置づけを明確化するとともに、協働を担うあらゆる主体の情報収集・提供、交流・スキルアップ事業の場を創出します。

1 情報の一元化

あらゆる主体の収集した情報を、市民活動センターで一括管理し、その情報の一元化に努めます。そのため、情報一元化システムを構築します。

行動要領

- ① あらゆる主体の団体情報として、団体の活動内容、イベント情報、スタッフ募集などの情報を収集し、市民活動センターのホームページに掲載します。また、各種研修会や講演会、講座などの案内を行うなど、スキルアップのための事業への参画を促すとともに、様々な協働事業のコーディネートが行えるよう、情報を一括管理します。

2 市民活動団体などの登録

市民活動センターにおいて、あらゆる主体が行う活動をサポートするとともに、協働推進を図るため、市民活動団体登録を行います。

指 標	現在 (H 24)	目標 (H 29)
市民活動登録団体数	51	150

(出典：第1次安曇野市総合計画 後期基本計画)

行動要領

- ① 市民活動センターは、市区長会、社会福祉協議会、市商工会及び市教育委員会などが収集する団体情報により、団体相互の情報共有や協働事業の推進が図られるよう、各団体の登録促進を図ります。

3 ネットワークの構築

あらゆる主体相互のネットワーク化を図り、より協働事業が推進できる仕組みをつくります。

行動要領

- ① 市民活動団体登録をした団体を、福祉、環境、産業など分野ごとにネットワーク化します。また、分野ごと、あるいは他の分野との情報交換、交流会や課題の共有、課題解決のための研究会などを実施する場を創出します。

4 市民活動コーディネーターの配置

市民活動センターに、市民活動コーディネーターを配置し、協働の推進を図ります。

行動要領

- ① 市民活動センターには、協働を深く理解し、協働を担うあらゆる主体に信頼を置かれ、また、協働コーディネーターとしてのノウハウを持つ専属の市民活動コーディネーターを配置します。
- ② 市民活動コーディネーターは、協働を担うあらゆる主体の情報を集約し、複数の団体をつなげるなど必要に応じたコーディネートを行います。

(2) 支所

1 協働推進の専門員の配置

各支所に、区など自治会、市民活動団体の運営や事業に係る相談、あるいは協働事業のコーディネートを行う専門員の配置に努めます。

行動要領

- ① 支所は、市民活動センターとの情報を共有するとともに、市民（個人、団体）の課題の相談対応や協働をコーディネートできるスキルを有する職員の配置に心がけます。
- ② 協働コーディネーターが、窓口での業務に限らず、積極的に課題の現場で対応するよう心がけます。

2 協働の窓口

各支所は、公民館（分館）とまちづくり部局の連携により、市民の最も近い行政として、あらゆる主体の協働や地域づくりの窓口となります。

行動要領

- ① 市民の最も身近な窓口である支所は、協働のまちづくりを推進するための環境が整備されることが重要であり、このため公民館主事など資格を持つ公民館活動に精通した人財、またコミュニケーションやコーディネート能力の高い職員の配置に心がけます。
- ② 支所は、公民館（分館）機能を備えるため、市民の集える環境づくりに心がけます。
- ③ 支所は、必要に応じて、市の事業全般など行政案内を紹介できる体制を整備します。

施策3. まちづくり推進会議（仮称）の設置

市区長会を中心とした連携により、地域のより専門的、高度的な課題解決のため、市民及び様々な組織の代表者で構成する市民主体の「まちづくり推進会議（仮称）」の設置について検討します。

行動要領

- ① 市区長会を中心とした連携により、区など自治会あるいは市民活動団体などで解決できない広域的かつ専門的な課題を解決する、「まちづくり推進会議（仮称）」の組織化に向けた検討を行います。
- ② 「まちづくり推進会議（仮称）」の立ち上げについて、組織の意義や役割を明確にするとともに、構成員（個人、団体）について検討します。
- ③ 区など自治会との課題解決に向けた連携や仕組みについて、市区長会との連携により確立します。

施策4. 協働事業の進捗管理体制の確立

(1) 協働事業の進捗管理

各協働事業の円滑な推進を図るため、必要に応じた相談受付や事業の進捗状況等の報告を受けます。協働事業はその結果や成果だけでなく、プロセスが重要であり、その先駆的、模範的な取り組み事業は、他の主体へ事例を広く広報します。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、協働事業を実施する主体からの相談や事業の進捗状況の報告を受け、的確なアドバイスをするよう努めます。
- ② 協働推進を担当する部署は、協働事業を実施する主体からの相談などで解決できない事項については、協働委員会に報告し、アドバイスを受けます。
- ③ 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体との連携により、その事業の進捗状況を確認するとともに、進捗管理を行います。
- ④ 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体との連携により、先駆的、模範的な事業を、広く広報します。

(2) 基本方針及び行動計画の進捗管理

基本方針及び行動計画に基づく協働推進の進捗管理について、年数回、協働委員会を開催し、報告をします。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、基本方針及び行動計画の進捗状況について、協働委員会に年数回報告をします。

施策5. 協働事業の評価体制の確立

(1) 協働事業の評価

事業が完了した各協働事業は、必要に応じて、自己評価を行い、その報告を協働委員会へ行うものとします。その事業の評価を協働委員会において行います。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、把握する協働事業の実施主体に対し、自己評価を行うよう促します。
- ② 協働推進を担当する部署は、協働委員会で評価するためのテンプレートを作成し、完了した把握する協働事業をとりまとめ、協働委員会に提出し、評価を依頼します。
- ③ 協働委員会の評価が、PDCA サイクル^{※8}に基づき実施されるよう依頼します。

(2) 基本方針及び行動計画に係る評価

基本方針及び行動計画に基づく評価を実施するため、各年度末に協働委員会を開催し、その報告に基づく評価を依頼します。

行動要領

- ① 協働推進を担当する部署は、各年度末に開催する協働委員会に、その年度における基本方針及び行動計画に基づく報告を行うとともに、その評価を協働委員会に依頼します。

2 推進支援

(1) 人財育成支援

施策1. 地域リーダー育成講座

地域づくりを中心的に担うリーダーを育成するため、「地域リーダー育成講座」を開催します。

施策2. 協働コーディネーター養成講座

市民の主体的なまちづくりを進めていくため、協働推進のコーディネーターを養成する「協働コーディネーター養成講座」を開催します。

(2) 助成、制度による支援

施策1. つながりひろがる地域づくり事業

区など自治会のコミュニティの形成や市民活動団体の育成のため、つながりひろがる地域づくり事業補助金を交付します。

施策2. 市民提案制度

市民活動団体などが、市政に基づき、地域課題の解決に向けた協働事業のアイデアを提案する制度を設けます。

施策3. 区交付金

市区長会との連携により、現在区など自治会に支出している補助金や交付金を見直し、一括交付金の検討を行います。

(3) 相談窓口の設置

施策1. あらゆる主体の運営等相談

あらゆる主体の運営等の相談窓口を、市民活動センターのほか、支所や協働推進を担当する部署に置きます。

施策2. 立ち上げ支援

目的型市民活動団体の設立、運営等に関する相談窓口を、市民活動センターのほか、支所や協働推進を担当する部署に置きます。

施策3. NPO法人設立支援

NPO法人設立に対する支援を行います。

施策4. 特別相談日の設置

市民活動センターにおいて、あらゆる主体の事業や運営上の課題などの相談を受け付ける市民活動特別相談日を設けます。

(4) 交流・スキルアップ支援

施策1. あらゆる主体相互の交流事業

市民活動登録団体をはじめ、協働を担うあらゆる主体相互の交流や情報交換を市民活動センターを中心に実施します。

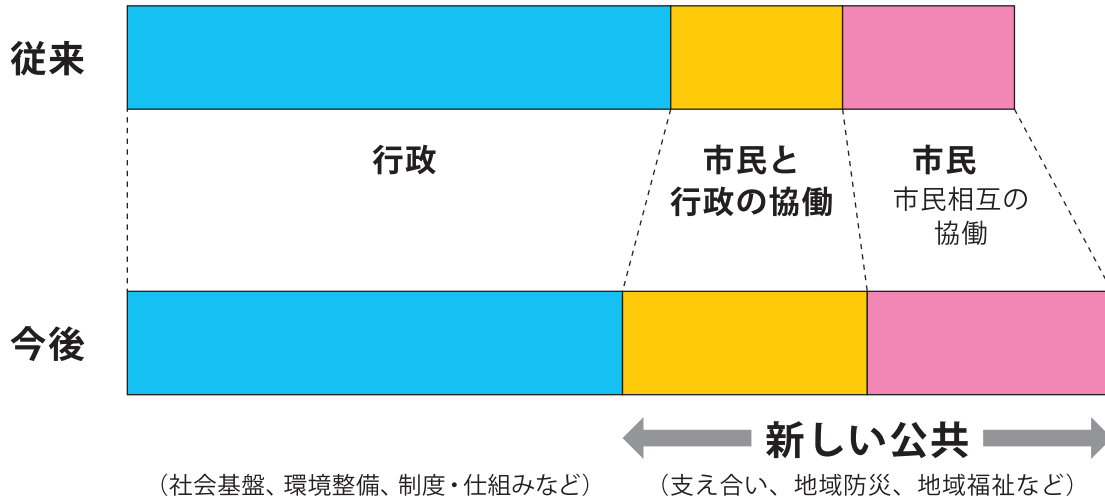
施策2. あらゆる主体の運営スキルアップ事業

市民活動登録団体をはじめ、協働を担うあらゆる主体が円滑に運営できるよう、市民活動センターを中心に運営スキルアップ事業を実施します。

【用語の解説】

※ 1 新しい公共

「新しい公共」とは、多様化、高度化してきた市民ニーズにきめ細かく応えるため、これまでの「公共的なことはすべて行政が担うべき」との考え方を改め、あらゆる主体が担い手として、積極的に地域づくりに参画し、それぞれの担う役割と責任を果たすとともに、協働・連携しながら行う領域です。



※ 2 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自らが自己責任で課題を解決することです。

「共助」とは、あらゆる主体が協力して課題の解決に関わることです。

「公助」とは、行政があらゆる課題解決に関わることです。

※ 3 公益活動

「公益」とは、「利益＝利己」のためでなく、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動であり、市民や企業、学校などが自らの自由意思に基づいた自主的・自発的な活動、いつでも誰でも自由に参画できる開かれた活動であり、宗教や政治活動を目的としないものです。

※ 4 アダプトシステム

「アダプト」とは、「養子縁組をする」という意味です。市民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名されました。自治体と市民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度です。1985年、アメリカでハイウェイのボランティア清掃活動として始まりました。

※ 5 地域リーダー

「地域リーダー」とは、広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に地域で活動をする役割です。

※ 6 協働コーディネーター

「協働コーディネーター」とは、地域の資源（ひと・もの・かね + 歴史・文化 + 自然）をつないで、地域課題解決に結びつけ、また新たな価値を生み出す役割です。

※7 コミュニティ・ビジネス

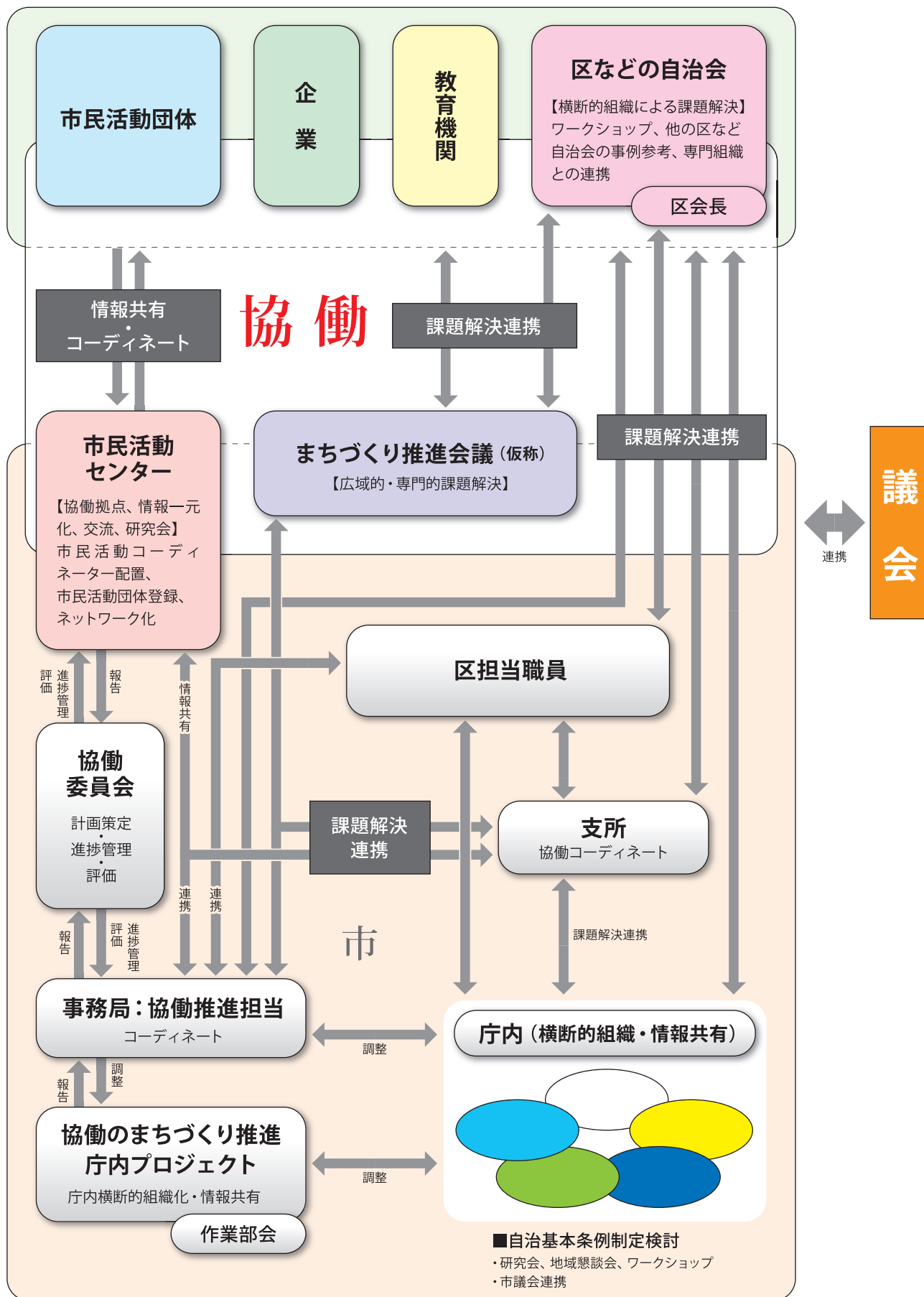
「コミュニティ・ビジネス」とは、地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。事例としては、農産加工会社「小川の庄」（長野県）、分譲マンション建設・運営「シニア村」（茨城県）などがあります。（関東経済産業局：2008）

※8 PDCA サイクル

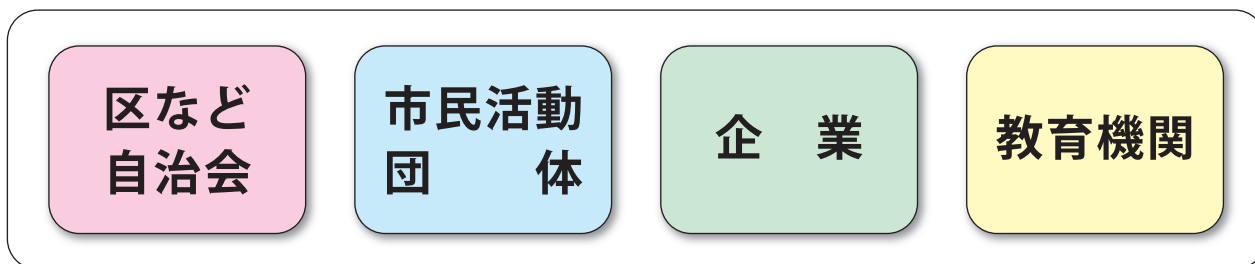
主に企業が、事業活動における管理業務を継続的に改善する手法の1つで、以下のことを表しています。

- ① Plan（計画）：実績や予測から、目標を設定し、具体的な行動計画を作成する。
- ② Do（実行）：組織と役割を決定・配置し、計画に沿って業務を行う。
- ③ Check（評価）：業務が計画に沿っているか、途中で評価する。
- ④ Action（改善）：業務が計画に沿っていない場合、必要に応じて調査し、修正する。

協働のまちづくり推進システム概念図



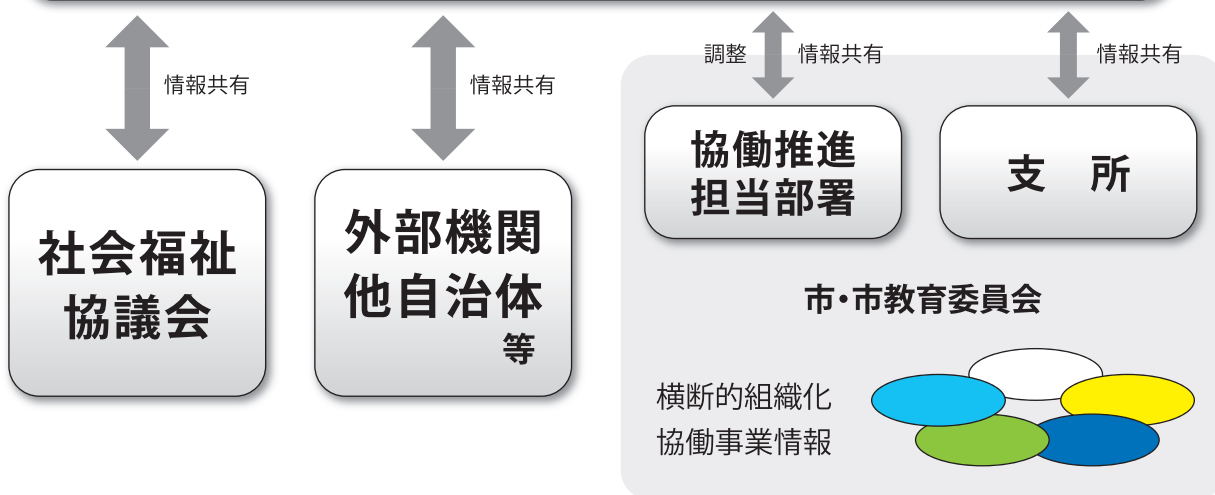
市民活動センターを拠点とした情報一元化システム



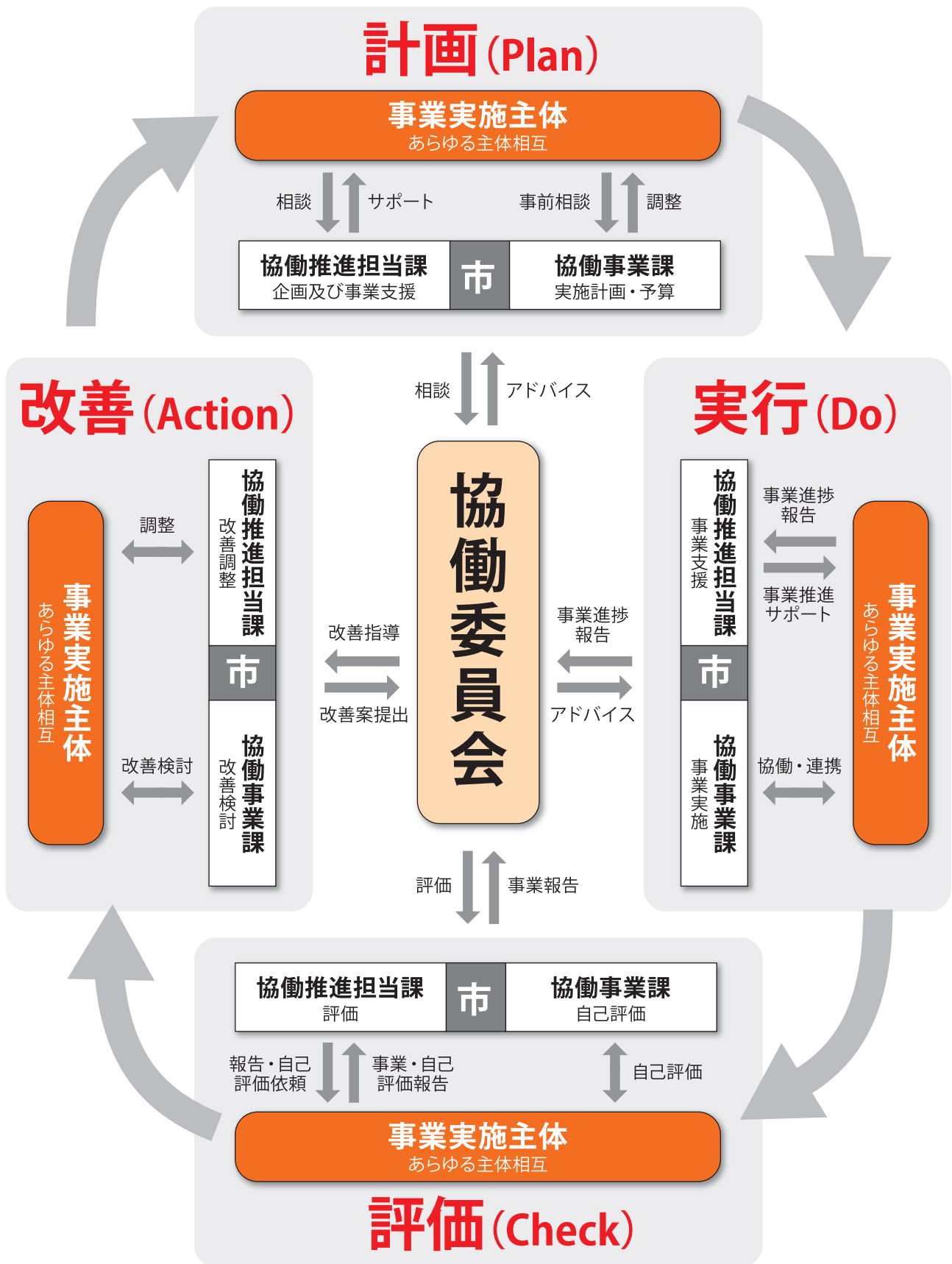
連携 情報共有

市民活動センター

- ◆協働コーディネート
 - ◎市民活動コーディネーターの配置
- ◆情報の収集・一元化
 - ◎一元化する情報の種類【あらゆる主体（区など自治会・市民活動団体・企業・教育機関・行政）、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携による市民活動団体（ボランティア団体）、外部機関、他地域情報、補助金（国、県、財団…）】
 - ◎情報収集【市民記者、アンケート、市民活動登録団体の情報収集、社会福祉協議会との連携による情報収集、大学とのHPのリンク】
- ◆情報の提供
 - ◎情報の提供【ホームページ・広報紙の充実、メディア活用、市民活動センターだより】
- ◆市民活動団体登録
 - ◎市民活動団体登録の促進【区など自治会・市民活動団体・企業・教育機関など】
- ◆人財育成
 - ◎講座の開催【地域リーダー育成講座、協働コーディネーター養成講座】
- ◆交流・スキルアップ
 - ◎交流事業
 - ◎運営スキルアップ事業
- ◆相談
 - ◎各種相談【団体運営相談、団体立ち上げ支援、NPO 法人設立支援、特別相談日の設置】



協働事業に係る評価システム（PDCA）概念図



※「協働事業課」は、あらゆる主体と市が協働事業を実施する場合の市庁内部署です。
 ※「協働推進担当課」は、あらゆる主体相互の協働事業に関わります。